

## 介護サービス事業の適正な運営の確保について

介護保険制度は、国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な制度であり、制度の健全な運営によって国民からの信頼を確保し、利用者本位で質の高い介護サービスが提供されるよう、行政と事業者は、各々の立場で取り組んでいく必要がある。

介護サービス事業者には、超高齢社会における介護ニーズを支えていく福祉サービスの担い手として、高い法令遵守意識をもって適正な事業運営を確保するとともに、サービスの質の向上を図るよう、以下の点に留意しつつ主体的に取り組んでいただきたい。

### I 関係法令の遵守について

事業の適正な運営を確保するためには、事業者の役員並びに管理者及びその他の従業員が、関係法令を熟知し、法令に従って適正に事業を行う必要がある。

特に、平成24年4月には制度改正がなされ、介護報酬の基準も一部見直されることから、事業者にあつては、制度内容を的確に把握し、役職員の研修を十分に行つて、介護報酬の請求を含めた適正な事業運営に努めていただきたい。

**《主な関係法令》** (各法に基づく政省令、告示等を含む。)

- 介護保険法
- 老人福祉法
- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 社会福祉法
- 社会福祉士及び介護福祉士法
- 労働基準法
- 公益通報者保護法 など

### II 業務管理体制の整備について

介護サービス事業者は、適正な事業運営が確保されるよう、介護保険法第115条の32の規定に基づき、事業者規模に応じた業務管理体制を整備し、所管する自治体に届出を行うこととされている。

各事業者においては、届出内容に変更があれば変更届を行うほか、届出を行った業務管理体制が実効性を発揮するよう、以下の点に留意して取り組んでいただきたい。

#### 1 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者は、事業者において法令を遵守する体制を確保してくための責任者であり、当該責任者の下で「法令を遵守するための体制＝適正な業務管理体制」を確保していくことが求められる。

このため、少なくとも次の手順等によって、法令遵守責任者の役割を果たしていくことが必要である。

### **(1) 法令遵守責任者の役割の設定**

法令遵守責任者には、その運営する事業所・施設が法令を遵守して適正な運営を行うよう、必要な措置を講ずることが求められる。このため、まずは、事業者の実情も踏まえ、法令遵守責任者として何を行うべきかを検討し、役割を設定する。

### **(2) 事業者内への周知**

法令遵守責任者の役職及び氏名、法令遵守を確保するために実施する内容等を各事業所・施設を含めた事業者内に周知し、問題や意見があれば積極的に受け止める旨を伝える。

### **(3) 役割の遂行と見直し**

定められた法令遵守責任者の役割を適切に遂行するとともに、問題や改善すべき点があれば適切に見直しを行う。

## **2 具体的な取組み**

法令上、法令遵守責任者が行うべき具体的な業務（役割）の内容は規定されていないが、次のような取組みを行うことが求められる。

### **(1) 法令遵守姿勢の確立**

事業者内における法令遵守姿勢を確立するため、事業者として法令遵守を最優先する（利益等のために法令違反をしない）旨の基本姿勢を打ち出し、事業者内に徹底する。

### **(2) 通報窓口の設置及び周知**

法令違反を早期に発見して是正し、又は未然に防止するため、事業者内で法令違反が行われたとき、又は行われるおそれがあるときに従業員から通報又は相談を受ける窓口を設置し、その旨を事業者内に周知する。

なお、公益通報者保護法において、一定の要件に該当する内部通報については「公益通報」に位置付け、通報者は事業者によって不利益な処分を受けないよう保護されているので、併せてこの点についても従業員に周知するとともに、事業者側も十分認識しておくことが必要である。 ※「Ⅲ 公益通報者保護制度」を参照

### **(3) 役職員に対する関係法令等の研修機会の確保**

役職員が事業運営に必要な関係法令を確実に身に付けられるよう、役職員の立場に応じた関係法令や制度内容の研修機会を確保する。

※ このほか、規模に応じて、法令遵守規程の整備や業務執行状況の監査等も行う。

## 《参考》

### 1 業務管理体制の内容

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定又は許可を受けている事業所・施設数に応じて、以下のとおり。(法第115条の32第1項、規則第140条の39)

指定事業所等の数	整備すべき業務管理体制の内容
20未満	①法令遵守責任者の選任
20以上100未満	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備
100以上	①法令遵守責任者の選任 ②法令遵守規程の整備 ③業務執行状況の監査の実施

※ 指定事業所等数は、介護予防サービス事業所も独立してカウントする。

(例) A法人がa訪問介護事業所とa介護予防訪問介護事業所の指定を受けている場合、2とカウント。

※ みなし指定事業所はカウントしない。

### 2 業務管理体制の整備に関する届出

事業者は、業務管理体制を整備し、厚生労働省令で定める事項を法に定める区分(指定等を受けている事業所等の所在地に応じた区分)による行政庁に届け出なければならない。変更があった場合も同様。

#### (1) 届出事項(規則第140条の40第1項)

- ① 事業者の名称(氏名)及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ② 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ③ 法令遵守規程の概要(指定事業所等数が20以上の事業者に限る。)
- ④ 業務執行状況の監査方法の概要(指定事業所等数が100以上の事業者に限る。)

#### (2) 届出先(法第115条の32第2項)

区分	届出先
指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働大臣 (一部、地方厚生局長に委任)
地域密着型サービス(介護予防を含む)のみを行う事業者で指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
上記以外の事業者	都道府県知事

### Ⅲ 公益通報者保護制度について

企業の不祥事が続発し、その多くが、事業者内部の従業員等からの通報を契機として明らかになったことから、公益のために通報を行った従業員等を保護し、事業者のコンプライアンス経営等を促進するため、公益通報者保護法が平成 18 年から施行されている。

当該制度は、介護サービス事業者の法令遵守を確保する上でも重要な役割を果たすことから、事業者における業務管理体制の整備に当たっても、当該制度を踏まえて適切な対応を行うよう留意する必要がある。

#### 1 公益通報と通報者の保護

公益通報とは、①労働者が、②勤務先の不正行為を、③不正の目的でなく、④一定の通報先に通報することをいい、公益通報を行った労働者（公益通報者）は、公益通報を理由として事業者から解雇その他の不利益な取扱いを受けないよう保護される。

#### 2 通報の対象となるもの

「国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた法律（及びこれに基づく命令）に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為である。

対象法律には、刑法のほか介護保険法等も含まれるため、介護サービス事業の運営においては、不正請求、高齢者虐待、監査における虚偽帳簿の提示や虚偽答弁など、幅広い違法行為が通報の対象となる。

#### 3 通報先

- (1) 事業者内部（「労務提供先」又は「労務提供先があらかじめ定めた者」）
- (2) 行政機関（「通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」）
- (3) その他の事業者外部（通報事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要と認められる者（被害者又は被害を受けるおそれのある者を含む））

#### 4 事業者に求められる対応

事業者内部が通報先の一つとされていることから、事業者には、自主的に通報処理の仕組みを整備し、コンプライアンス経営を促進することが必要である。具体的には、

- 通報を処理する仕組みを整備し、適切に運用すること。仕組みの整備に当たっては、通報を受け付ける窓口を設置し、労働者に周知すること。
- 通報処理に従事する者に秘密保持を徹底させること。
- 通報に対する処理状況を通報者に通知するよう努めること。

が求められる。

※ 公益通報者保護制度の概要は、別添「公益通報ハンドブック」を、事業者における対応については、「公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン」「民間事業者における内部通報制度に係る規程集」等を参照。

これらの資料は、消費者庁「公益通報者保護制度ウェブサイト」に掲載されている。

URL：<http://www.caa.go.jp/seikatsu/koueki/>

#### IV 行政における指導及び監査について

介護サービス事業の適正な運営を確保するためには、上記のとおり、まずは事業者が自ら主体的に取り組む必要があるが、行政においても、介護保険法に規定された監査権限等を行使し、問題がある場合には行政上の措置を講じて改善を求めたり、悪質な事業者を排除したりすること等により、事業の適正な運営を確保していく。

##### 1 指導及び監査の趣旨

介護保険事業の健全な運営を確保するため、サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者に対し、指定基準の遵守、サービスの内容、介護報酬請求の適正な実施等について指導及び監査を実施する。

##### 2 指導及び監査の類型

###### (1) 実地指導

サービスの質の確保向上や保険給付の適正化を図ることを目的として、介護サービス事業者の事業所等に赴き、関係書類の閲覧や関係者へのヒアリングにより実施する。

###### (2) 集団指導

介護保険制度の改正内容、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の算定方法、関係法令等について、その時々課題や問題事例等も踏まえて、講習会形式により周知徹底を行う。

###### (3) 監査

###### ア 書面監査

介護サービス事業所にチェックリスト等の提出を求め、運営状況を確認する。

###### イ 実地監査

チェックリストの記載内容等により実地確認が必要と認められる場合、長期間実地での確認を行っていないため確認が必要と認められる場合、各種情報から介護サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項につき不正若しくは著しい不当が疑われる場合等において、運営状況や事実関係を的確に把握し、その結果に応じた公正かつ適切な措置を行うことを目的として、現地において関係書類の閲覧や関係者へのヒアリングにより実施する（実地監査）。

##### 3 監査実施後の措置について

監査の結果、必要と認められる場合は、介護保険法による行政上の措置及び経済上の措置を講じる。

###### (1) 行政上の措置

勧告、命令、指定の取消し及び指定の効力の全部又は一部停止を行う。

###### (2) 経済上の措置

介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、保険者において介護報酬の返還を求める。

#### 4 監査結果のホームページへの掲載

平成20年度から22年度に県（本庁及び県民局）が行った社会福祉法人・施設・事業所の指導監査において法人・施設等に是正又は改善を求めた事項（指摘事項）のうち、主なものを年度別、分野別に掲載しているもので、参照の上、同様又は類似の運営や処理がないか自己点検し、該当がある場合には適切に是正又は改善願いたい。（別紙参照）

#### 5 平成20年以降に指定取消処分を行った事例

取消年月	種別	取消事由（介護保険法の適用条文）	
H20. 2	訪問介護 居宅介護支援	勤務する意志のない別法人の職員を当該事業所の職員に配置するなどとして虚偽の申請を行い、不正に事業所の指定を受けた。	77条1項8号 ほか
H20. 3	訪問介護 介護予防訪問介護	別の事業所で勤務している等により常勤勤務できない者を常勤の管理者及びサービス提供責任者として配置するとして虚偽の申請を行い、不正に事業所の指定を受けた。	77条1項8号 ほか
H20. 10	居宅介護支援	別の事業所で勤務している等により常勤勤務できない者を常勤の介護支援専門員として配置するとして虚偽の申請を行い、不正に事業所の指定を受けた。	84条1項9号 ほか
H21. 2	訪問介護、 介護予防訪問介護 居宅介護支援	サービス提供記録を実績と異なる内容で作成し、組織的に介護報酬を不正に請求した。	77条1項5号、84条1項11号ほか
H22. 3	通所介護 特定福祉用具販売	利用者にサービス提供を行わずに介護報酬を不正に請求し、監査等で虚偽の報告を行なった。	77条1項5、6、7号
H22. 5	訪問介護	利用者にサービス提供を行わずに介護報酬を不正に請求し、監査等で虚偽の報告を行なった。	77条1項5、6号
H22. 6	訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援	別の事業所で勤務している等により常勤勤務できない者を常勤の管理者として配置するとして虚偽の申請を行い、不正に事業所の指定を受けた。	77条1項8号、84条1項9号ほか
H22. 8	訪問介護、	利用者にサービス提供を行わずに介護報酬を不正に請求し、監査等で虚偽の報告を行なった。	77条1項5、6号
H22. 8	訪問介護	人員基準を満たしていないにもかかわらず、基準を満たしていると虚偽の書類を提出し、不正に指定更新を受けた。また、書面監査において虚偽の報告を行った。	77条1項6、8号
H22. 12	訪問介護 介護予防訪問介護	利用者にサービス提供を行わずに介護報酬を不正に請求し、監査等で虚偽の報告を行なった。	77条1項5、6号

H23.4	訪問介護	無資格者が行ったサービスを別の有資格者が行ったように虚偽の記録を作成し、監査等で虚偽の報告を行なった。	77条1項5、6号
H23.7	訪問介護	利用者にサービス提供を行わずに介護報酬を不正に請求し、監査等で虚偽の報告を行なった。	77条1項5、6号

## 社会福祉法人・施設等の指導監査結果について

平成20～22年度に兵庫県(本庁及び県民局)が行った社会福祉法人、介護保険サービス事業者等、障害福祉サービス事業者等、児童福祉施設(以下「法人・施設等」といいます。)の指導監査において法人・施設等に是正又は改善を求めた事項(指摘事項)のうち、主なものを年度別、分野別に不適正・不適切事例として掲載しています。

兵庫県所管の法人・施設等における理事、管理者等の皆様におかれては、関係する法人・施設等における当該不適正・不適切事例を参照のうえ、同様又は類似の運営や処理がないか自己点検いただき、該当がある場合には適切に是正又は改善されるようお願いいたします。

なお、重大な不適正事案については、その都度、法人・施設等名を明らかにして公表(記者発表)していますので、当該事例には掲載していません。

### 平成22年度実施分

分野	法人・施設等区分	参照ファイル
社会福祉法人	社会福祉法人	<a href="#">Excel/37KB</a>
介護保険サービス事業者等	訪問介護事業所	<a href="#">Excel/29KB</a>
	訪問入浴介護事業所	<a href="#">Excel/17KB</a>
	訪問看護事業所	<a href="#">Excel/24KB</a>
	居宅療養型管理指導	<a href="#">Excel/16KB</a>
	通所介護事業所	<a href="#">Excel/27KB</a>
	療養型通所介護事業所	<a href="#">Excel/14KB</a>
	通所リハビリテーション事業所	<a href="#">Excel/16KB</a>
	短期入所生活介護事業所	<a href="#">Excel/18KB</a>
	特定施設入居者生活介護事業所	<a href="#">Excel/18KB</a>
	福祉用具貸与・特定福祉用具販売事業所	<a href="#">Excel/21KB</a>
	居宅介護支援事業所	<a href="#">Excel/25KB</a>
	介護老人福祉施設	<a href="#">Excel/27KB</a>
	介護老人保健施設	<a href="#">Excel/20KB</a>
	介護療養型医療施設	<a href="#">Excel/19KB</a>
軽費老人ホーム	<a href="#">Excel/20KB</a>	
障害福祉サービス事業者等	障害福祉サービス(居宅系)	<a href="#">Excel/25KB</a>
	障害福祉サービス(施設系)	<a href="#">Excel/28KB</a>
児童福祉施設	保育所	<a href="#">Excel/24KB</a>
	児童養護施設	<a href="#">Excel/16KB</a>